|  |  |
| --- | --- |
| 高知県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱　新旧対照表 | |
| 改正後（新） | 現行（旧） |
| 高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱  （趣旨）  第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。  （補助目的及び補助対象事業）  第２条　県は、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援するため、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和２年２月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和２年２月28日付け元食産第4536号・元生産第1697号・元政統第1781号農林水産省食料産業局長・生産局長・政策統括官通知。以下「実施要領」という。）に基づき実施する事業に要する次に掲げる経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。  （１）高知県農業再生協議会が実施する事業に要する経費  （２）市町村が実施する事業に要する経費  （３）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。）、民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者に限る。以下同じ。）、食品事業者、中間事業者、流通業者、知事が中国四国農政局長と協議して認める団体、コンソーシアム又は地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年４月９日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第２の２の（２）に定める地域農業再生協議会をいう。以下「地域協議会」という。）が実施する場合であって、当該事業に要する経費に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費  （４）農業者、農業者の組織する団体及び公社が実施する別表の２の（１）に該当する事業のうち、高知県農業再生協議会が産地パワーアップ計画を策定し、環境制御装置若しくは省力化・高度化につながる機器のリース導入又は省力化・高度化につながる資材の導入に要する経費（高知県環境制御技術高度化事業費補助金交付要綱に準拠するものに限る。）  第３条～第８条　省略  （補助事業遂行状況報告書）  第９条　補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において別記第５号様式による補助事業遂行状況報告書１部を作成し、当該年度の１月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、実施要綱別表２のⅠに該当する事業の場合は、この限りでない。  （補助事業の実績報告等）  第10条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。  （１）第２条第１号に該当する事業　実施要領別記３の別記様式第３－12号（効果増進事業）１部  （２）第２条第２号に該当する事業　次に掲げる区分に定める書類  ア　実施要綱別表２のⅠ基金事業　補助事業の成果を記載した別記第６号様式による補助事業実績報告書及び実施要領別記３の別記様式第３－11号（整備事業・生産支援事業）各１部  イ　実施要綱別表２のⅡ整備事業　補助事業の成果を記載した別記第６号様式による補助事業実績報告書１部  （３）第２条第３号に該当する事業　補助事業の成果を記載した別記第６号様式による補助事業実績報告書及び各取組主体から提出された実施要領別記３の別記様式第３－11号（整備事業・生産支援事業）及び別記様式第３－12号（効果増進事業）に準ずる書類の写し（添付資料を含む。）各１部  （４）第２条第４号に該当する事業　実施要領別記３の別記様式第３－11号（整備事業・生産支援事業）１部  ２　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。  ３　第４条第２項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第１項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第７号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。また、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額等がない場合は、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年６月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。  第11条～第12条　省略  【削除】  （補助金の返還等）  第13条　知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。  （１）補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行  為を行ったとき。  （２）補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。  （３）補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。  （４）補助事業の実施が著しく不適当であると認められたとき。  （５）補助事業者（間接補助事業者を含む。）が第６条ただし書各号のいずれかに該当すると知事が認めたとき。  （関係書類の保管）  第14条　補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。ただし、取得財産等（機械及び重要な器具については、１件当たりの取得価格が50万円以上のものに限る。）で、処分制限期間を経過しないものにあっては、実施要領別記３第９の規定により基金管理団体が定める業務方法書に定める財産管理台帳及びその他関係書類を保管しなければならない。  （グリーン購入）  第15条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。  （情報の開示）  第16条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。  （雑則）  第17条　高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱に定める特別承認事業の採択を受け、補助事業を実施する場合においても、その交付の申請に係る手続、様式等は、全てこの要綱の規定を適用するものとする。  ２　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。  附　則  　この要綱は、平成28年５月９日から施行する。  附　則  　この要綱は、平成29年１月12日から施行し、平成28年５月９日から適用する。  附　則  　この要綱は、平成29年４月18日から施行する。  附　則  　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。  附　則  　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。  附　則  　この要綱は、令和元年８月15日から施行し、平成31年４月24日から適用する。  附　則  　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。  別表（第３条、第８条関係）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 事業 | | 補助対象経費 | 補　助　率 | 取　組　主　体 | | 耕種作物に関する以下の事業 | |  |  |  | |  | １　整備事業（実施要綱別表２のⅠ基金事業において、Ⅱに準じて整備事業を行う場合を含む。） | (1)収益性向上対策  ア 育苗施設  イ 乾燥調製施設  ウ 穀類乾燥調製貯蔵施  設  エ 農産物処理加工施設  オ 集出荷貯蔵施設  カ 産地管理施設  キ 用土等供給施設  ク 農産物被害防止施設  ケ 農業廃棄物処理施設  コ 生産技術高度化施設  サ 種子種苗生産関連施  設  シ 有機物処理・利用施  設 | 事業費の２分の１以内（間接補助事業の場合を含む。）  次世代加算  補助対象経費の欄の(1)のコの施設のうち、次世代型ハウス※を整備する場合、次世代加算として、補助率を事業費の５分の３以内（間接補助事業の場合を含む。）とする。ただし、以下のア及びイの全てに該当する者が整備し、又は借り受ける施設に限る  ア 農業経営基盤強化促進法に基づき認定された認定農業者又は高知県青年農業士育成事業実施要綱に基づき認定された青年農業士  イ　第４条の規定により交付申請する年度の４月１日現在において45歳未満の者  ※次世代型ハウスとは、以下のアからウまでの全ての条件を満たすもの  ア 軒高2.5m以上  イ 耐風速50m/s以上  ウ 環境制御装置を標準整備 | (1)市町村  (2)公社  (3)土地改良区  (4)農業者（産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたものをいう。以下同じ。）  (5)農業者の組織する団体（産地パワーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたものをいう。以下同じ。）  (6)民間事業者（産地パワーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたものに限る。以下同じ。）  (7)食品事業者  以下のアからウの場合に限る。  ア　大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合  イ　国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、でん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合  ウ　国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合  (8)中間事業者（生産局長等が別に定めるものに限る。）  　 国産原材料サンプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限るものとする。  (9)流通業者（生産局長等が別に定めるものに限る。）青果物広域流通システム構築の取組を対象と  した集出荷貯  蔵施設の整備  に限るものと  する。  (10)知事が中国  四国農政局長  と協議して認  める団体  (11)コンソーシアム（生産局長等が別に定める場合に限る。） | | (2)生産基盤強化対策  　　ア 農業用ハウスの再  整備・改修  ・生産技術高度化施設  　　イ 生産技術の継承・  普及に向けた取組  (ｱ)栽培管理・労務管  理等の技術実証  ・生産技術高度化施設 | 事業費の２分の１以内 | (1)市町村  (2)公社  (3)土地改良区  (4)農業者  (5)農業者の組織する団体  (6)民間事業者 | | ２　基金事業 | (1)収益性向上対策  　ア 生産支援事業  (ｱ)農業機械等の導入及  びリース導入に要する  経費 | 導入する農業機械等の本体価格の２分の１以内（間接補助事業の場合を含む。) | (1)市町村  (2)公社  (3)土地改良区  (4)農業者  (5)農業者の組織する団体  (6)民間事業者 |  | (1)農業機械等の導入及びリース導入に要する経費 | | (ｲ)生産資材の導入等に要する経費 | 別表の２のとおり |  | | イ 効果増進事業  (ｱ)計画策定等に要する経費  (ｲ)技術実証に要する経  費等 | 定額（２分の１相当）（間接補助事業の場合を含む。） | (1)高知県農業再生協議会  (2)地域協議会 | (1)計画策定等に要する経費  (2)技術実証に要する経費等 | | (2)生産基盤強化対策  ア 農業用ハウスの再整  備・改修  イ 果樹園・茶園の再整備・改修  　ウ 農業機械の再整備・  改良  エ 生産装置の継承・強化に向けた取組  　(ｱ)産地における継承・強化体制の構築  　(ｲ)生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング  　(ｳ)円滑な継承のための生産装置の維持・管理  オ 生産技術の継承、普及に向けた取組  　(ｱ)栽培管理・労務管理等の技術実証  　(ｲ)新規継承・普及のための研修等による人材育成  　(ｳ)農業機械の安全取扱技術の向上支援  カ 全国的な土づくりの  展開 | 補助対象経費の欄の(2)のア及びウの事業については、事業費の２分の１以内  補助対象経費の欄の(2)のイの事業については、事業費の２分の１以内（生産局長等が別に定める場合にあっては、生産局長等が別に定める額以内）  補助対象経費の欄の(2)のエ及びオの事業については、定額（生産局長等が別に定める場合にあっては、生産局長等が別に定める率又は額以内）  補助対象経費の欄の(2)のカの事業については、定額（ただし、生産局長等が別に定める単価に実施面積を乗じた額を上限） | (1)市町村  (2)公社  (3)土地改良区  (4)農業者  (5)農業者の組織する団体  (6)民間事業者  (7)高知県農業再生協議会  (8)地域協議会 | |  | ３　特別承認事業 | 高知県産業振興推進総合支援事業費補助金の交付要綱に定める特別承認事業の採択を受けた事業に要する経費 | ３分の２以内（間接補助事業の場合を含む。） | 「１　整備事業」又は「２　生産支援事業」の取組主体に準じる。 |   別表の２（第２条関係）　省略 | 高知県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱  （趣旨）  第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県産地パワーアップ事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。  （補助目的及び補助対象事業）  第２条　県は、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援するため、産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年１月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び産地パワーアップ事業実施要領（平成28年１月20日付け27生産第2391号・27政統第490号農林水産省生産局長・政策統括官通知。以下「実施要領」という。）に基づき実施する事業に要する次に掲げる経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。  （１）高知県農業再生協議会が実施する事業に要する経費  （２）市町村が実施する事業に要する経費  （３）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。）、民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者に限る。以下同じ。）又は地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年４月９日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第２の２の（２）に定める地域農業再生協議会をいう。以下「地域協議会」という。）が実施する場合であって、当該事業に要する経費に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費  （４）農業者、農業者の組織する団体及び公社が実施する別表の２の（１）に該当する事業のうち、高知県農業再生協議会が産地パワーアップ計画を策定し、環境制御装置若しくは省力化・高度化につながる機器のリース導入又は省力化・高度化につながる資材の導入に要する経費（高知県環境制御技術高度化事業費補助金交付要綱に準拠するものに限る。）  第３条～第８条　省略  （補助事業遂行状況報告書）  第９条　補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において別記第５号様式による補助事業遂行状況報告書１部を作成し、当該年度の１月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、実施要綱別表Ⅰに該当する事業の場合は、この限りでない。  （補助事業の実績報告等）  第10条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。  （１）第２条第１号に該当する事業　実施要領別記様式第10号（効果増進事業）１部  （２）第２条第２号に該当する事業　次に掲げる区分に定める書類  ア　実施要綱別表Ⅰ基金事業　補助事業の成果を記載した別記第６号様式による補助事業実績報告書及び実施要領別記様式第10号（整備事業・生産支援事業）各１部  イ　実施要綱別表Ⅱ整備事業　補助事業の成果を記載した別記第６号様式による補助事業実績報告書１部  （３）第２条第３号に該当する事業　補助事業の成果を記載した別記第６号様式による補助事業実績報告書及び各取組主体から提出された実施要領別記様式第10号に準ずる書類の写し（添付資料を含む。）各１部  （４）第２条第４号に該当する事業　実施要領別記様式第10号（整備事業・生産支援事業）１部  ２　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。  ３　第４条第２項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第１項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第７号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。また、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額等がない場合は、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年６月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。  第11条～第12条　省略  （補助金の交付）  第13条　知事は、実施要綱第２の７に定める基金管理団体から実施要綱第５の１に定める都道府県助成金の支払を受けた場合は、補助事業者に補助金を交付するとともに、交付額を別記第11号様式により通知するものとする。  （補助金の返還等）  第14条　知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。  （１）補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を  行ったとき。  （２）補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。  （３）補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。  （４）補助事業の実施が著しく不適当であると認められたとき。  （５）補助事業者（間接補助事業者を含む。）が第６条ただし書各号のいずれかに該当すると知事が認めたとき。  （関係書類の保管）  第15条　補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。ただし、取得財産等（機械及び重要な器具については、１件当たりの取得価格が50万円以上のものに限る。）で、処分制限期間を経過しないものにあっては、実施要領第９の規定により基金管理団体が定める業務方法書に定める財産管理台帳及びその他関係書類を保管しなければならない。  （グリーン購入）  第16条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。  （情報の開示）  第17条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。  （雑則）  第18条　高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱に定める特別承認事業の採択を受け、補助事業を実施する場合においても、その交付の申請に係る手続、様式等は、全てこの要綱の規定を適用するものとする。  ２　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。  附　則  　この要綱は、平成28年５月９日から施行する。  附　則  　この要綱は、平成29年１月12日から施行し、平成28年５月９日から適用する。  附　則  　この要綱は、平成29年４月18日から施行する。  附　則  　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。  附　則  　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。  附　則  　この要綱は、令和元年８月15日から施行し、平成31年４月24日から適用する。  別表（第３条、第７条関係）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 事業 | | 補助対象経費 | 補　助　率 | 取　組　主　体 | | 耕種作物に関する以下の事業 | |  |  |  | |  | １　整備事業（実施要綱別表Ⅰ基金事業において、Ⅱに準じて整備事業を行う場合を含む。） | 以下の施設整備に要する経費  (1)育苗施設  (2)乾燥調製施設  (3)穀類乾燥調製貯蔵施設  (4)農産物処理加工施設  (5)集出荷貯蔵施設  (6)産地管理施設  (7)用土等供給施設  (8)農作物被害防止施設  (9)農業廃棄物処理施設  (10)生産技術高度化施設  (11)種子種苗生産関連施設  (12)有機物処理・利用施設 | 事業費の２分の１以内（間接補助事業の場合を含む。）  次世代加算  補助対象経費の欄の(10)の施設のうち、次世代型ハウス※を整備する場合、次世代加算として、補助率を事業費の５分の３以内（間接補助事業の場合を含む。）とする。ただし、以下のア及びイの全てに該当する者が整備し、又は借り受ける施設に限る  ア 農業経営基盤強化促進法に基づき認定された認定農業者又は高知県青年農業士育成事業実施要綱に基づき認定された青年農業士  イ　第４条の規定により交付申請する年度の４月１日現在において45歳未満の者  ※次世代型ハウスとは、以下のアからウまでの全ての条件を満たすもの  ア 軒高2.5m以上  イ 耐風速50m/s以上  ウ 環境制御装置を標準整備 | (1)市町村  (2)公社  (3)土地改良区  (4)農業者（産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたものをいう。以下同じ。）  (5)農業者の組織する団体（産地パワーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたものをいう。以下同じ。）  (6)民間事業者（産地パワーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたものに限る。以下同じ。）  (7)食品事業者  以下のアからウの場合に限る。  ア　大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合  イ　国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、でん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合  ウ　国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合  (8)中間事業者（生産局長等が別に定めるものに限る。）  　 国産原材料サンプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限るものとする。  (9)流通業者（生産局長等が別に定めるものに限る。）青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。  (10)知事が中国  四国農政局長  と協議して認  める団体  (11)コンソーシアム（生産局長等が別に定める場合に限る。） | |  |  |  |  | | ２　生産支援事業 | (1)農業機械等の導入及びリース導入に要する経費 | 導入する農業機械等の本体価格の２分の１以内（間接補助事業の場合を含む。) | (1)市町村  (2)公社  (3)土地改良区  (4)農業者  (5)農業者の組織する団体  (6)民間事業者 | | (2)生産資材の導入等に要する経費 | 別紙のとおり | | ３　効果増進事業 | (1)計画策定等に要する経費  (2)技術実証に要する経費等 | 定額（２分の１相当）（間接補助事業の場合を含む。） | (1)高知県農業再生協議会  (2)地域協議会 | | ４　特別承認事業 | 高知県産業振興推進総合支援事業費補助金の交付要綱に定める特別承認事業の採択を受けた事業に要する経費 | ３分の２以内（間接補助事業の場合を含む。） | 「１　整備事業」又は「２　生産支援事業」の取組主体に準じる。 |   別表の２（第２条関係）　省略 |